

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1101001		処分名	使用の許可及び許可事項変更の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	危機管理部		課	防災危機管理課		
根拠規定	鈴鹿市河川防災センター条例				第3条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市河川防災センター条例			第4条		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和4年4月1日	
	非公開該当		未設定理由				
	鈴鹿市河川防災センター使用許可に関する基準						
	<p>この基準は、鈴鹿市河川防災センター条例第4条に定める許可基準に基づき、使用許可に関する必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(使用回数に関する基準) 第1条 利用者の公平性を保つため、1月の使用は、1団体につき4回(条例第2条の5に規定する午前又は午後を1回とし、全日を2回と計上する。)を上限とする。ただし、申請日当日の使用申請に係る許可を受ける場合は、この限りではない。</p> <p>(営利活動等に関する基準) 第2条 個人又は団体がグループ又はサークル等の活動と称して、営利活動目的で人を集め、当該施設を使用しようとする場合は使用不許可とする。ただし、グループ又はサークル等の活動の一環として、常識的な範囲内で交通費、材料費及び謝礼等を指導者等に支払う場合は営利活動とはみなさない。</p> <p>2 前項ただし書において、指定管理者は、使用許可申請受付の際に、申請者に対して交通費、材料費及び謝礼等の有無及びその金額を確認するものとする。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日		
	期間	即日					
聴聞等							
備考	指定管理者が基準の設定主体 使用日の属する月の6月前の月の初日から当日までに申請(規則5条2項)						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1102001	処分名	撤去, 保管等に要する費用の徴収の免除			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 危機管理部	課	交通防犯課			
根拠規定	鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則				第16条第1項	
基準規定	①	鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則			第16条第1項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月24日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>次の場合は, 自転車の撤去, 保管に要する費用の徴収を免除することができる。</p> <p>(1) 盗難届により自転車等が盗難にあったものであることが判明したとき。</p> <p>(2) 市の事情により自転車等を撤去する場合など, 利用者等の責めに帰すべきではないとき。</p> <p>(3) 市が, 規則に定める放置されているとみなされるまでの期間を経ずに, 自転車等を撤去したとき。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月24日
	期間	即日				
聴聞等						
備考	自転車等の撤去・保管業務(返還時の費用の徴収を含む)は業者委託					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1102002		処分名	利用の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	危機管理部		課	交通防犯課		
根拠規定	鈴鹿市自転車駐車場管理条例				第5条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市自転車駐車場管理条例			第6条、第11条		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月24日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>1 次の場合は、自転車駐車場の利用を許可しない。</p> <p>(1) 自転車駐車場の収容能力を超えるとき。</p> <p>(2) 施設等の構造上自転車等を駐車させることができないとき。</p> <p>(3) 施設等又は人体に危険を及ぼすおそれがある物品を自転車等に積載しているとき。</p> <p>(4) 施設等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(5) 当該利用が暴力団を利することとなると認めるとき。</p> <p>2 次の場合は、自転車駐車場の利用を拒否することができる。</p> <p>(1) 発火性又は引火性の物品で、火災を発生するおそれがあると認められるものを積載しているとき。</p> <p>(2) 他の自転車等の駐車に支障となる物品を積載しているとき。</p> <p>(3) 著しく悪臭を発生する物品を積載しているとき。</p> <p>(4) 施設等の構造上自転車等を駐車させることができないとき。</p> <p>(5) 施設等又は人体に危険を及ぼすおそれがある物品を自転車等に積載しているとき。</p> <p>(6) 施設等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(7) 当該利用が暴力団を利することとなると認めるとき。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月24日	
	期間	即日					
聴聞等							
備考	指定管理者が基準の設定主体						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1102003	処分名	利用料金の減免			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	指定管理者			
担当部署	部 危機管理部	課	交通防犯課			
根拠規定	鈴鹿市自転車駐車場管理条例			第8条		
基準規定	①	鈴鹿市自転車駐車場管理条例		第8条		
	②	鈴鹿市自転車駐車場管理条例施行規則		第8条第1項		
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月24日
	非公開該当		未設定理由			
	指定管理者は、次の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 (1) 生活保護法の規定により保護を受けている世帯に属する者が利用する場合 全額 (2) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合 全額 (3) 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者が利用する場合 全額					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月24日
	期間	即日				
聴聞等						
備考	指定管理者が基準の設定主体					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1102004	処分名	利用料金の還付			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	指定管理者			
担当部署	部 危機管理部	課	交通防犯課			
根拠規定	鈴鹿市自転車駐車場管理条例			第9条		
基準規定	①	鈴鹿市自転車駐車場管理条例施行規則		第11条第1項, 第3項、別表第2		
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月24日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>既納の利用料金は還付しない。 ただし、次の場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 (1)利用期間途中で解約など、利用者の責めに帰さない理由で自転車駐車場を利用することができないとき。 (2)災害や学校の長期臨時休校など、やむを得ない理由があると指定管理者が認めるとき。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月24日
	期間	即日				
聴聞等						
備考	指定管理者が基準の設定主体					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1102005	処分名	利用料金の還付			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	指定管理者			
担当部署	部 危機管理部	課	交通防犯課			
根拠規定	鈴鹿市自転車駐車場管理条例			第9条		
基準規定	①	鈴鹿市自転車駐車場管理条例施行規則		第11条第1項, 第3項、別表第2		
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月24日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>既納の利用料金は還付しない。 ただし、次の場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 (1)利用期間途中での解約など、利用者の責めに帰さない理由で自転車駐車場を利用することができないとき。 (2)災害や学校の長期臨時休校など、やむを得ない理由があると指定管理者が認めるとき。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月24日
	期間	即日				
聴聞等						
備考	指定管理者が基準の設定主体					